

○高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準

(平成二十八年三月三十日)

(文部科学省告示第六十三号)

改正 令和 四年 九月三〇日文部科学省告示第一三〇号

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百条の二第一項第一号(同令第百十三条第三項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 教育課程等

第一節 通則(第二条—第五条)

第二節 専攻科の通信制の課程の教育課程等の特例(第六条—第八条)

第三章 教員(第九条—第十二条)

第四章 施設(第十二条—第十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則第百条の二第一項第二号(同令第百十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるもの(以下「専攻科」という。)

の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

第二章 教育課程等

第一節 通則

(単位の授与)

第二条 専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、高等学校の定めるところにより、審査、試験その他の高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第三条 専攻科の課程における各授業科目の単位数は、高等学校において定める。

- ② 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

- ③ 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(令四文科告一三〇・一部改正)

(授業の方法)

第四条 専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報と一緒に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであって、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有する

と認めたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとする。

- 2 前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了要件)

- 第五条 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了の要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第二節 専攻科の通信制の課程の教育課程等の特例

(通信教育用学習図書等による授業科目の単位数)

- 第六条 専攻科の通信制の課程における通信教育用学習図書その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業(次条において「通信教育用学習図書等による授業」という。)又は主として放送その他の多様なメディアを利用した指導による授業(第四条第一項に規定するものを除く。次条において「放送等による授業」という。)の授業科目について単位数を定めるに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、四十五時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもつて一単位とする。

(令四文科告一三〇・一部改正)

- 第七条 一の授業科目について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業と面接指導による授業又は第四条第一項の方法による授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(専攻科の通信制の課程における全課程の修了要件)

- 第八条 専攻科の通信制の課程における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得すること

二百二十単位時間(一単位時間の標準は五十分とする。)に当該課程の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面接指導による授業を履修すること

第三章 教員

(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の教員数)

第九条 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員(専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(専攻科の通信制の課程の教員数)

第十条 専攻科の通信制の課程における教員の数は、別表第二に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(専攻科の教員の資格)

第十二条 専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。

- 一 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条の二(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの
- 二 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第四十一条第一号から第五号までに該当する者
- 三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四章 施設

(校舎等)

第十二条 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

② 専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積)

第十三条 専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一一の学科を置く場合 別表第三イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第三イの表第三欄の収容定員四十人までの面積が最大となるいづれか一の学科について同表により算定した面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第三ロの表により算定した面積を合計した面積

(専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積)

第十四条 専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一一の学科を置く場合 別表第四イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第四イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第四口の表により算定した面積を合計した面積

面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科について同表により算定した

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和四年九月三〇日文部科学省告示第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

別表第一 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程に係る教員数（第九条関係）

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科、工業に関する学科、水産に八十人まで 関する学科、看護に関する学科及び福祉に関する学科、 八十一人から二百人まで る学科（別表第二から別表第四までにおいて「農業 に関する学科等」という。）	八十一人から二百人まで 三百一人から六百人まで 六百一人以上	3 $3 + \frac{\text{収容定員} - 80}{40}$ 3 + $\frac{\text{収容定員} - 200}{50}$ 4 + $\frac{\text{収容定員} - 600}{60}$
普通科、商業に関する学科、家庭に関する学科、八十人まで 情報に関する学科、理数に関する学科、体育に八十一人から二百人まで に関する学科、音楽に関する学科、美術に関する学科、 外國語に関する学科、国際関係に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適	八十一人から二百人まで 三百一人から四百人まで 四百一人以上	3 $3 + \frac{\text{収容定員} - 80}{40}$ 3 + $\frac{\text{収容定員} - 200}{50}$ 0 + $\frac{\text{収容定員} - 400}{60}$

当な規模及び内容があると認められる学科並びに総合学科(別表第一から別表第四までにおいて「普通科等」という。)

備考

- 一 この表の算式中収容定員はあるのは、学科ごとの収容定員をいう(別表第一から別表第四までにおいて同じ。)。
- 二 全日制の課程と定時制の課程とを併せ置く場合においては、教育上支障がないよう、相当数の教員を増員するものとする。

別表第二 専攻科の通信制の課程に係る教員数(第十条関係)

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科等	八十人まで	$3 + \frac{\text{収容定員} - 80}{60}$
	八十一人から二百人まで	$5 + \frac{\text{収容定員} - 200}{75}$
	二百一人から八百人まで	$13 + \frac{\text{収容定員} - 300}{90}$
	八百一人から千七百人まで	$23 + \frac{\text{収容定員} - 1700}{105}$
普通科等	千七百一人以上	
	八十人まで	$3 + \frac{\text{収容定員} - 80}{60}$
	八十一人から二百人まで	$5 + \frac{\text{収容定員} - 200}{75}$
	二百一人から六百五十人まで	$11 + \frac{\text{収容定員} - 650}{90}$
	六百五十一人から千三百七十人まで	$23 + \frac{\text{収容定員} - 1370}{105}$
	千三百七十一人以上	

別表第三 専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積(第十三条関係)

イ 基準面積の表

学科の区分	学科「」との収容定員の区分	面積(平方メートル)
農業に関する学科等	四十人まで	260
	四十一人以上	$260 + 3.0 \times (\text{収容定員} - 40)$
普通科等	四十人まで	200
	四十一人以上	$200 + 2.5 \times (\text{収容定員} - 40)$

学科の区分	学科「」との収容定員の区分	面積(平方メートル)
農業に関する学科等	四十人まで	180
	四十一人以上	$180 + 3.0 \times (\text{収容定員} - 40)$
普通科等	四十人まで	140
	四十一人以上	$140 + 2.5 \times (\text{収容定員} - 40)$

別表第四 専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積(第十四条関係)

イ 基準面積の表

学科の区分	学科「」との収容定員の区分	面積(平方メートル)
農業に関する学科等	八十人まで	260
	八十一人以上	$260 + 1.8 \times (\text{収容定員} - 80)$
普通科等	八十人まで	200

口 加算面積の表

学科の区分 農業に関する学科等	学科「」との収容定員の区分	面積(平方メートル)	八十人以上
	八十人まで		180
普通科等	八十一人以上	180+1.8×(収容定員 - 80)	八十一人まで
	八十人まで		140
	八十一人以上	140+1.5×(収容定員 - 80)	

八十一人以上

$200 + 1.5 \times (\text{収容定員} - 80)$